

董仲舒の災異論について

— 『漢書・五行志』 「董仲舒以為」を中心に

About Dong Zhongshu's calamity theory

劉 紅艷・鄧 紅^①

要 旨

『漢書・五行志』に83条「董仲舒以為」の災異説事例がある。これらの災異説事例は、先行研究によって陰陽感応説と天譴説の二つの系統に分けられている。天譴説の「天」は人格神的存在、つまり「神靈の天」とされ、陰陽感応説の「天」は物質的な存在、つまり「自然の天」とされている。小論は先行研究を踏まえて、董仲舒の災異説を「災説」と「異説」に分ける。「災」は人類に実害を与えるもので、内容として陰陽感応説の18条事例と天譴説の「日食記事と若干の例外」を除外する26条事例である。「異」は人類実害を与えないもので、内容として「日食記事と若干の例外」とされた39条事例である。その39条事例を単独的に災異説の第三系統「異説」に分類し、その背後にある「天」は「道德の天」とみられる。

<キーワード>: 董仲舒、『漢書・五行志』、災異説、日食、道德の天

序 言

「災」とは自然災害と人禍を指し、「異」とは各種の神奇怪異の現象を指す。災異説とは、政治と道德の方面から「災害」と「怪異」の原因、責任を迫及する理論である。「国家に將に失道の敗有らんとすれば、天は乃ち先に災害を出だして以て之を譴告す。自ら省るを知らざれば、又た怪異を出だして以て之を警懼せしむ。尚変を知らざれば、傷敗は乃ち至る。此を以て天心の人君を仁愛してその乱を止めんと欲すなり。(国家將有失道之敗、而天乃先出災害以譴告之、不知自省、又出怪異以警惧之、尚不知變、而傷敗乃至。以此見天心之仁愛人君而欲止其乱也。)(『漢書・董仲舒伝・天人対策一』、以下『天人対策』を『対策』と略す)」というのが董仲舒の三段階災異説である。董仲舒は災異説の理論家であり、災異を解釈する予言者的な存在であった。彼の災異説について、いくつかの重要な先行研究がある。

^① 劉紅艷、本学博士研究員、中国宿遷学院外国語学部副教授。鄧紅、本学文学部教授。

馮友蘭氏は、董仲舒の災異論体系に二つの観点が存在するという。一つは天人同類、自然相感を主張する機械論であり、もう一つは、天は喜怒と賞罰ができ、災異は天の意志によるという目的論である。このような二つの観点は、先秦時代から存在していたが、董仲舒はこの二つの言い方を受け入れたのである。^②

学界は概ね馮友蘭の観点到賛同する。末永高康氏はさらに、上述の二つの言い方は簡単に并存するというよりも、董仲舒は『漢書・五行志』における天譴説と感應説とを区別して使用しているとされる。すなわち、「日食記事と若干の例外」を別にすれば、『春秋』経文において被災物が明示されている場合に天譴説が用いられ、明示されない場合に感應説が用いられている。天譴説は自然現象に天の意思を認める目的論的なもの、感應説は自然現象を陰陽の気によって解してそこに天の意思の介在を認めない機械論的なものとなる。これを天観の問題に読み替えれば、前者の天は人格神的なもの、後者の天は物質的な存在となる、ということである。^③

宋代の朱子は「天」について、「又問経伝中『天』字。曰：要人自看得分曉、也有説蒼蒼者、也有説主宰者、也有単訓理時。」^④と述べ、中国伝統天論の中で、天には三つの意味があり、相互に補い合って成し遂げるといふ。一つ目は「蒼蒼」つまり青々としている「自然の天」を指す。二つ目は「主宰」、つまり我々人間を主宰している「神靈の天」を指す。三つ目は「理」、つまり「義理の天」あるいは「道德の天」を指す。そうであれば、上掲の馮友蘭等の董仲舒の災異論に対する解釈は、陰陽感應説は「自然の天」を理論基礎とし、天譴説は「神靈の天」を神聖なる背景とすると解釈できるが、「道德之天」が見当たらないので、「天」の三つの意義に完璧に合致していない。つまり、「自然の天」という「天然」があり、「神靈の天」という「天神」があったが、前掲した董仲舒の言った「人君を仁愛してその乱を止めんと欲す」「天心」がなかった、ということである。

小論は上記の先行研究を踏まえて、董仲舒の災異説における「道德之天」の位置を確認するものである。

^② 馮友蘭『中国哲学史新編』第三册第二十七章，人民出版社，1985年，第68-69頁。

^③ 末永高康『董仲舒春秋災異論中天譴説和感應説的區別使用』、『光明日報』国学版2022年4月9日。末永高康『董仲舒陰陽刑徳説について』、『中国思想史研究』15、59-88、1992年。末永高康『董仲舒春秋災異説の再検討』、『中国思想史研究』18、40-65、1995年。

^④ (宋) 黎靖德編、王星賢点校『朱子語録』卷一，中華書局1994年版，第5頁。

一、陰陽感応説の事例について

周知のとおり、『漢書・五行志』 「董仲舒（劉向）以為」の部分は忠実に董仲舒の災異説を伝えて信頼できるものと思われる。^⑤明代の張溥は『董膠西集』（『董子文集』）でこの部分の事例を『春秋陰陽』と編集して、「董仲舒指意略同」を除いて計70条事例がある。岩本憲司氏の統計によると、「董仲舒指意略同」を加えれば、計83条がある。^⑥この83条は、前述した馮友蘭氏、末永高康氏或いは岩本憲司氏本人の董仲舒災異論の二分法によれば、陰陽感応論の部分と「日食記事と若干の例外を別にする」天譴論の部分に分けられる。

本節はまず岩本氏が統計した83条から、「陰陽感応説」に属する18条事例を下に列挙する。

陰陽第一条(6)^⑦、襄公三十年“五月甲午、宋災”。董仲舒以為伯姫如宋五年、宋恭公卒、伯姫幽居守節三十余年、又憂傷国家之患禍、積陰生陽、故火生災也。

陰陽第二条(7)、昭公九年“夏四月、陳火”。董仲舒以為陳夏徵舒殺君、楚敵王托欲為陳討賊、陳国辟門而待之、至因滅陳。陳臣子猶毒恨甚、極陰生陽、故致火災。

陰陽第三条(8)、昭公十八年“五月壬午、宋、衛、陳、鄭災”。董仲舒以為象王室將乱、天下莫救、故災四国、言亡四方也。又宋、衛、陳、鄭之君皆荒淫於樂、不恤国政、与周室同行。陽失節則火災出、是以同日災也。

陰陽第四条(13)、嚴公二十八年“冬、大水亡麦禾”。董仲舒以為夫人哀姜淫乱、逆陰氣、故大水也。

陰陽第五条(15)、嚴公七年“秋、大水、亡麦苗”。董仲舒、劉向以為嚴母文姜与兄齊襄公淫、共殺威公、嚴父父讎、復取齊女、未入、先与之淫、一年再出、会於道逆乱、臣下賤之之也。

陰陽第六条(16)、嚴公十一年“秋、宋大水”。董仲舒以為時魯、宋比年為乘丘、鄆之戰、百姓愁怨、陰氣盛、故二国俱水。

陰陽第七条(17)、嚴公二十四年、“大水”。董仲舒以為夫人哀姜淫乱不婦、陰氣盛也。

^⑤ 小論は董仲舒に関する事績と著作の文献問題を言及しない。それらの問題について、下記の鄧紅の論文を参照されたい。1) 「董仲舒否定の否定」、『北九州市立大学大学院紀要』(27), 163-197, 2014-01。2) 「日本における儒教国教化論争について：福井再検討を中心に」、『北九州市立大学国際論集』(12), 103-126, 2014-03。3) 「日本における儒教国教化論争について(2) 『儒教国家論』批判」、『北九州市立大学国際論集』(13), 55-80, 2015-03。4) 「董仲舒『春秋繁露』の五行説について」、『社会システム研究』(16), 69-87, 2018-03。5) 「董仲舒『春秋繁露』辨偽三流派について」、『北九州市立大学文学部紀要』(90), 1-15, 2020。

^⑥ 岩本憲司：『災異説の構造解析-董仲舒の場合』、『東洋の思想と宗教』13, 1996年3月, 第40-58頁。

^⑦ 「陰陽第〇〇条」は小論がつけた本節の番号で、アラビア数字は岩本憲司氏が付けた通し番号である。

陰陽第八條(18)、宣公十年“秋大水、飢”。董仲舒以為時比伐邾取邑、亦見報復、兵讎連結、百姓愁怨。

陰陽第九條(19)、成公五年“秋、大水”。董仲舒、劉向以為時成幼弱、政在大夫、前此一年再用師、明年復城鄆以強私家、仲孫蔑、叔孫侨如顯會宋、晉、陰勝陽。

陰陽第十條(20)、襄公二十四年“秋、大水”。董仲舒以為先是一年齊伐晉、襄使大夫帥師救晉、後又侵齊、國小兵弱、數敵強大、百姓愁怨、陰氣盛。

陰陽第十一條(22)、釐公二十一年“夏、大旱”。董仲舒、劉向以為齊威既死、諸侯從楚、釐猶得楚心。楚來獻捷、積宋之執。外倚強楚、亢陽失衆、又作南門、勞民興役。諸雩旱不雨、略皆同說。

陰陽第十二條(24)、桓公十五年“春、亡冰”。董仲舒以為象夫人不正、陰失節也。

陰陽第十三條(25)、成公元年“二月、無冰”。董仲舒以為方有宣公之喪、君臣無悲哀之心、而亢陽、作丘甲。

第十四條(27)、僖公三十三年“十二月、隕霜不殺草”。劉向以為今十月、周十二月。於易、五為天位、為君位、九月陰氣至、五通於天位、其卦為剝、剝落万物、始大殺矣、明陰從陽命、臣受君令而後殺也。今十月隕霜而不能殺草、此君誅不行、舒緩之應也。是時公子遂顯權、三桓始世官、天戒若曰、自此之後、將皆為亂矣。文公不寤、其後遂殺子赤、三家逐昭公。董仲舒指略同。

陰陽第十五條(28)、僖公三十三年“十二月、李梅實”。董仲舒以為李梅實、臣下強也。記曰：“不當華而華、易大夫；不當實而實、易相室。”

陰陽第十六條(29)、昭公二十五年“夏、有鵠來巢”。劉向以為有蜚有蠱不言來者、氣所生、所謂眚也；鵠言來者、氣所致、所謂祥也。鵠、夷狄穴藏之禽、來至中國、不穴而巢、陰居陽位、象季氏將逐昭公、去宮室而居外野也。鵠白羽、早之祥也；穴居而好水、黑色、為主急之應也。天戒若曰、既失衆、不可急暴；急暴、陰將持節陽以逐爾、去宮室而居外野矣。昭不寤、而舉兵圍季氏、為季氏所敗、出奔於齊、遂死於外野。董仲舒指略同。

陰陽第十七條(30)、桓公八年“十月、雨雪”。周十月、今八月也、未可以雪、劉向以為時夫人有淫齊之行、而桓有妒媚之心、夫人將殺、其象見也。桓不覺寤、後與夫人俱如齊而殺死。凡雨、陰也、雪又雨之陰也、出非其時、迫近象也。董仲舒以為象大人專恣、陰氣盛也。

陰陽第十八條(32)、昭公四年“正月、大雨雪”。劉向以為昭取於吳而為同姓、謂之吳孟子。君行於上、臣非於下。又三家已強、皆賤公行、慢贖之心生。董仲舒以為季孫宿任政、陰氣盛也。

上述各条は、すべて董仲舒が陰陽感応論を使って災異を解釈した事例ばかりである。その内容から見れば、その解釈が以下のパタンに分けられる。

第一種、君主を陽とし、陽が節を失うことで災難を引き起こすパタンである。たとえば、陰陽第三条(8) “昭十八年五月壬午、宋、衛、陳、鄭災。董仲舒以為象王室將亂、天下莫救、故災四国、言亡四方也。又宋、衛、陳、鄭之君皆荒淫於樂、不恤国政、与周室同行。陽失節則火災出、是以同日災也。” とは、君主たちがたくさんの悪政を行うことで、陽が「失節」を起し、火災を起こしたという。類似のパタンは、陰陽第十一 (22) にもみられる。

第二種、女を陰とし、陰が強すぎると水害あるいは火災を起こすパタンである。例えば「陰陽第一条(6) 襄公三十年五月甲午、宋災」条に「董仲舒以為伯姬如宋五年、宋恭公卒、伯姬幽居守節三十余年、又憂傷国家之患禍、積陰生陽、故火生災也。」とは、伯姬が女で陰となり、陰陽説の陽尊女卑原則に従い、男陽女陰はすなわち男尊女卑である。伯姬が寡居三十余年にして、また国家の禍を心配するがゆえに、陰気が蓄積すぎると、陰が極めて陽を生ずるので、大量の陽気を引き起こして、宋国の火災を招来するという解釈である。類似のパタンは、陰陽第四 (13)、陰陽第五 (15)、陰陽第七 (17)、陰陽第十七 (30) 条にもみられる。

第三種、臣子を陰とし、陰が強すぎると災難を引き起こすパタンである。たとえば、陰陽第十八条(32) 「昭公四年正月、大雨雪。……董仲舒以為季孫宿任政、陰氣盛也。」季孫宿とは魯国の貴族で、臣子なのに魯国の権力を握った。陰陽説の君尊臣卑原則に従えば、季孫宿は専権することは、陰気が陽気を圧倒することで、「大雨雪」つまり豪雪という災難を起こしたという。類似のパタンは、陰陽第二 (7)、陰陽第九 (19)、陰陽第十三 (25)、陰陽第十四 (27)、陰陽第十五 (28)、陰陽十六条 (29) にもみられる。

第四種、国の悪政は百姓 (民衆) の怨恨をもたらし、災難を引き起こすパタンである。たとえば、陰陽第六条(16) 「嚴公十一年秋、宋大水。董仲舒以為時魯、宋比年為乘丘、郟之戰、百姓愁怨、陰氣盛、故二国俱水。」というのは、戦争は百姓 (民衆) に各種の損失と災難をもたらす。陰陽説によると、百姓 (民衆) は地位が卑賤で陰となし、その仇怨が多くて陰気が陽気より強くなり、水災を引き起こすことになる。類似のパタンは、陰陽第八 (18) と陰陽第十条 (20) にもみられる。

『春秋繁露・同類相動篇』^⑧に、「陰陽之氣、固可以類相益損也。天有陰陽、人亦有陰陽。天地之陰氣起、人之陰氣応之而起、人之陰氣起、而天地之陰氣亦宜応之而起、其道一也。」

^⑧ 小論の『春秋繁露』のテキストは、蘇輿『春秋繁露義証』(中華書局1992年版)を使う。以下の引用は篇名だけ示す。

とあり、天に陰陽の気があるとするがゆえに、この「天」とは「主宰」とする「神靈の天」ではなく、人と陰陽の気を通じて互に感応できる「自然の天」であることが明らかである。陰陽のバランスが崩れれば、災難が起こる。「及至後世、淫佚衰微、不能統理群生、諸侯背畔、殘賊良民以争壤土、廢徳教而任刑罰。刑罰不中、則生邪氣。邪氣積於下、怨惡畜於上。上下不和、則陰陽別繆盪而妖孽生矣。此災異所縁而起也。」(『対策』一) というように、災難が発生する原因が「徳教を廢して刑罰に任せる」結果とした。刑罰は正しからざれば邪氣が生まれ、邪氣が下に溜り、怨氣が上に集まれば、上下の和を失い、陰陽の気は協調と平衡を失くせば、妖孽が現れ、災害を起こすとしている。

二、天譴説の事例について

先行研究の董仲舒災異論研究二分法によれば、上節の18条以外、みな天譴論の災異にあたる。しかし、よく吟味すれば、残りの65条は、二つの部分に分けられる。その一部分は明らかに「天」が「主宰」の形に現れ、災害をもって悪政に対して懲罰を行う天譴説の事例である。残りの部分は、末永氏が言ったような「日食記事と若干の例外」である。これらの日食に関する記事と特殊事例の性質、発生の時間、人々の災異に対する態度などが明らかに天譴説と違い、数量も多いので、別分類にすべきだと思われる。それで、それらの事例を「天譴説」部分と切り外して次節で論議することにする。本節は「天」が災害をもって悪政に懲罰を与える天譴説部分だけを下に列挙する。

天譴第一条(1)^⑨、桓公十四年“八月壬申、御廩災”。董仲舒以為先是四国共伐魯、大破之於龍門。百姓傷者未瘳、怨咎未復、而君臣俱惰、内怠政事、外侮四隣、非能保守宗廟終其天年者也、故天災御廩以戒之。

天譴第二条(2)、嚴公二十年“夏、齊大災”。董仲舒以為魯夫人淫於齊、齊桓姊妹不嫁者七人。国君、民之父母；夫婦、生化之本。本傷則末夭、故天災所予也。

天譴第三条(3)、釐公二十年“五月己酉、西宮災”。董仲舒以為釐娶於楚、而齊媵之、魯公使立以為夫人。西宮者、小寢、夫人之居也。若曰、妾何為此宮！誅去之意也。以天災之、故大之曰西宮也。

天譴第四条(4)、宣公十六年“夏、成周宣榭火”。榭者、所以臧樂器、宣其名也。董仲舒、

^⑨「天譴第〇〇条」は小論がつけた本節の番号で、アラビア数字は岩本憲司氏が付けた通し番号である。

劉向以為十五年王札子殺召伯、毛伯、天子不能誅。天戒若曰、不能行政令、何以禮樂為而臧之？

天譴第五條(5)、成公三年“二月甲子、新宮災”。董仲舒以為成居喪亡哀戚心、數興兵戰伐、故天災其父廟、示失子道、不能奉宗廟也。

天譴第六條(9)、定公二年“五月、雉門及兩觀災”。董仲舒、劉向以為此皆奢僭過度者也。先是、季氏逐昭公、昭公死於外。定公即位、既不能誅季氏、又用其邪說、淫於女樂、而退孔子。天戒若曰、去高顯而奢僭者。

天譴第七條(10)、哀公三年“五月辛卯、桓、釐宮災”。董仲舒、劉向以為此二宮不當立、違禮者也。哀公又以季氏之故不用孔子。孔子在陳聞魯災、曰：“其桓、釐之宮乎！”以為桓、季氏之所出、釐、使季氏世卿者也。

天譴第八條(11)、哀公四年“六月辛丑、亳社災”。董仲舒、劉向以為亡國之社、所以為戒也。天戒若曰、國將危亡、不用戒矣。春秋火災、屢於定、哀之間、不用聖人而縱驕臣、將以亡國、不明甚也。

天譴第九條(12)、武帝建元六年六月丁酉、遼東高廟災。四月壬子、高園便殿火。董仲舒對曰：春秋之道舉往以明來、是故天下有物、視春秋所舉與同比者、精微眇以存其意、通倫類以貫其理、天地之變、國家之事、粲然皆見、亡所疑矣。按春秋魯定公、哀公時、季氏之惡已孰、而孔子之聖方盛。夫以盛聖而易孰惡、季孫雖重、魯君雖輕、其勢可成也。故定公二年五月兩觀災。兩觀、僭禮之物、天災之者、若曰、僭禮之臣可以去。已見罪徵、而後告可去、此天意也。定公不知省。至哀公三年五月、桓宮、釐宮災。二者同事、所為一也、若曰燔貴而去不義云爾。哀公未能見、故四年六月亳社災。兩觀、桓、釐廟、亳社、四者皆不當立、天皆燔其不當立者以示魯、欲其去亂臣而用聖人也。季氏亡道久矣、前是天不見災者、魯未有賢聖臣、雖欲去季孫、其力不能、昭公是也。至定、哀乃見之、其時可也。不時不見、天之道也。今高廟不當居遼東、高園殿不當居陵旁、於禮亦不當立、與魯所災同。其不當立久矣、至於陛下時天乃災之者、殆亦其時可也。昔秦受亡周之敝、而亡以化之；漢受亡秦之敝、又亡以化之。夫繼二敝之後、承其下流、兼受其猥、難治甚矣。又多兄弟親戚骨肉之連、驕揚奢侈恣睢者衆、所謂重難之時者也。陛下正當大敝之後、又遭重難之時、甚可憂也。故天災若語陛下：「當今之世、雖敝而重難、非以太平至公、不能治也。視親戚貴屬在諸侯遠正最甚者、忍而誅之、如吾燔遼高廟乃可；視近臣在國中處旁仄及貴而不正者、忍而誅之、如吾燔高園殿乃可」云爾。在外而不正者、雖貴如高廟、猶災燔之、況諸侯乎！在內不正者、雖貴如高園殿、猶災燔之、況大臣乎！此天意也。罪在外者天災外、罪在內者天災內、燔甚罪當重、燔簡罪當輕、承天意之道也。

天譴第十條(14)、桓公元年“秋、大水”。董仲舒、劉向以為桓弒兄隱公、民臣痛隱而賤桓。後宋督弒其君、諸侯會、將討之、桓受宋賂而歸、又背宋。諸侯由是伐魯、仍交兵結讎、伏尸流血、百姓愈怨、故十三年夏復大水。

天譴第十一條(21)、成公七年“正月、鼯鼠食郊牛角；改卜牛、又食其角”。董仲舒以為鼯鼠食郊牛、皆養牲不謹也。

天譴第十二條(23)、嚴公十七年“冬、多麋”。劉向以為麋色青、近青祥也。麋之為言迷也、蓋牝獸之淫者也。是時、嚴公將取齊之淫女、其象先見、天戒若曰、勿取齊女、淫而迷國。嚴不寤、遂取之。夫人既入、淫於二叔、終皆誅死、幾亡社稷。董仲舒指略同。

天譴第十三條(26)、襄公二十八年“春、無冰”。劉向以為先是公作三軍、有侵陵用武之意、於是隣國不和、伐其三鄙、被兵十有餘年、因之以飢饉、百姓怨望、臣下心離、公懼而弛緩、不敢行誅罰、楚有夷狄行、公有從楚心、不明善惡之應。董仲舒指略同。

天譴第十四條(31)、釐公十年“冬、大雨雪”。董仲舒以為公脅於齊桓公、立妾為夫人、不敢進群妾、故專壹之象見諸雹、皆為有所漸脅也、行專壹之政云。

天譴第十五條(33)、定公元年“十月、隕霜殺菽”。董仲舒以為菽、草之強者、天戒若曰、加誅於強臣。言菽、以微見季氏之罰也。

天譴第十六條(34)、桓公五年“秋、螽”。劉向以為介虫之孽屬言不從。是歲、公獲二國之聘、取鼎易邑、興役起城。諸螽略皆從董仲舒說云。

天譴第十七條(35)、嚴公二十九年“有蜚”。劉向以為蜚色青、近青眚也、非中國所有。南越盛暑、男女同川澤、淫風所生、為虫臭惡。是時嚴公取齊淫女為夫人、既入、淫於兩叔、故蜚至。天戒若曰、今誅絕之尚及、不將生臭惡、聞於四方。嚴不寤、其後夫人与兩叔作亂、二嗣以殺、卒皆被辜。董仲舒指略同。

天譴第十八條(36)、文公三年“秋、雨螽於宋”。董仲舒以為宋三世內取、大夫專恣、殺生不中、故螽先死而至。

天譴第十九條(37)、宣公十五年“冬、螽生”。董仲舒、劉向以為螽、螟始生也。一曰螟始生。是時民患上力役、解於公田。宣是時初稅畝。稅畝、就民田畝揆美者稅其什一、亂先王制而為貪利、故應是而螽生、屬羸虫之孽。

天譴第二十條(38)、釐公十五年“九月己卯晦、震夷伯之廟”。董仲舒以為夷伯、季氏之孚也、陪臣不當有廟。震者雷也、晦冥、雷擊其廟、明當絕去僭差之類也。

天譴第二十一條(39)、隱公五年“秋、螟”。董仲舒、劉向以為時公觀漁於棠、貪利之應也。

天譴第二十二條(40)、嚴公六年“秋、螟”。董仲舒、劉向以為先是衛侯朔出奔齊、齊侯

会諸侯納朔、許諸侯賂。齊人婦衛宝、魯受之、貪利応也。

天譴第二十三條(41)、宣公三年、“郊牛之口傷、改卜牛、牛死”。劉向以為近牛禍也。是時宣公与公子遂謀共殺子赤而立、又以喪娶、区霧昏乱。乱成於口、幸有季文子得免於禍、天猶惡之、生則不飨其祀、死則災燔其廟。董仲舒指略同。

天譴第二十四條(42)、文公九年“九月癸酉、地震”。劉向以為先是時、齊桓、晋文、魯釐二伯賢君新没、周襄王失道、楚穆王殺父、諸侯皆不肖、權傾於下、天戒若曰、臣下強盛者將動為害。後宋、魯、晋、莒、鄭、陳、齊皆殺君。諸震、略皆從董仲舒說也。

天譴第二十五條(43)、釐公十四年“秋八月辛卯、沙麓崩”。穀梁伝曰：“林屬於山曰麓、沙其名也。”劉向以為臣下背叛、散落不事上之象也。先是、齊桓行伯道、会諸侯、事周室。管仲既死、桓德日衰、天戒若曰、伯道將廢、諸侯散落、政逮大夫、陪臣執命、臣下不事上矣。桓公不寤、天子蔽晦。及齊威死、天下散而從楚。王札子殺二大夫、晋敗天子之師、莫能征討、從是陵遲。公羊以為沙麓、河上邑也。董仲舒說略同。

天譴第二十六條(44)、成公五年“夏、梁山崩”。穀梁伝曰隴河三日不流、晋君帥群臣而哭之、乃流。劉向以為山陽、君也、水陰、民也、天戒若曰、君道崩壞、下乱、百姓將失其所矣。哭然後流、喪亡象也。梁山在晋地、自晋始而及天下也。後晋暴殺三卿、厲公以弑。溴梁之会、天下大夫皆執國政、其後孫、甯出衛獻、三家逐魯昭、单、尹乱王室。董仲舒說略同。

上記の事例の内容から見れば、悪政悪事は先にあつて、然る後に「天」が「主宰」の形で現れ、悪政を行つた権力者たちに譴告、警告あるいは懲罰を与えることになっている。「天」罰の形は以下のような形式で降下する。

1、天譴第一條(1)「春秋桓公十四年八月壬申、御廩災。董仲舒以為……故天災御廩以戒之」というように、「故に天が……(受災体)を災し以て之を戒める」という形で、「天」が目的を持って意識的に災害を発し悪政を行つた君主と臣子に罰を与える。同じ形が天譴第二條(2)、天譴第三條(3)、天譴第五條(5)、天譴第九條(12)等条にもみられる。

2、天譴第四條(4)「宣公十六年夏、成周宣榭火。榭者、所以臧樂器、宣其名也。董仲舒、劉向以為十五年王札子殺召伯、毛伯、天子不能誅。天戒若曰、不能行政令、何以礼樂為而臧之？」というように、「天、戒めるが若く曰く」という形である。「戒」とは懲罰、訓戒、戒めるの意味である。天が悪政に懲罰を下して権力者を戒める。同じ形は天譴第六條(9)、天譴第八條(11)、天譴第十二條(23)、天譴第十五條(33)等にもみられる。

3、天譴第十條(14)「桓公元年秋、大水。董仲舒、劉向以為桓弑兄隱公、民臣痛隱而賤桓。

後宋督弑其君、諸侯会、將討之、桓受宋賂而歸、又背宋。諸侯由是伐魯、仍交兵結讎、伏尸流血、百姓愈怨、故十三年夏復大水。」というように、「故（ゆえに）」という字使って、「天」の懲罰は目的があり、意識的に行われるものとする。同じ形は天譴第十四条(31)、天譴第十八条(36)等にもみられる。

4、天譴第二十一条(39)「隱公五年秋、螟。董仲舒、劉向以為時公觀漁於棠、貪利之応也。」というように、「貪利の応」という「応」を使う。「応」とは天罰論中の目的論的報応論にあたる。悪政は先にあつて、それに「主宰」としての「天」から懲罰を与える、これはいわゆる「応報」である。同じ形は天譴第二十二条(40)、天譴第十九条(37)「故応是」などがみられる。あるいは「劉向以為……董仲舒指略同」という肯定的口調でこのような応報関係を表現する。

以上の四つの形は、いずれも「主宰」的な「天」でなければ懲罰が与えられないので、天譴説の「天」は「神靈の天」といわれる所以である。

三、日食記事と若干例外の事例について

董仲舒の災異説はしめて83条である。第一節では「陰陽感應論」18条を列挙した。第二節では「天譴説」の26条を取り上げた。残りは「日食記事と若干の例外」で、計39条である。本節はこの39条がほとんど日食と星変の事例に関する記事であることから、「日星」に命名して、下記に列挙する。

日星第一条(45)^⑩、隱公三年“二月己巳、日有食之”。穀梁伝曰、言日不言朔、食晦。公羊伝曰、食二日。董仲舒、劉向以為其後戎執天子之使、鄭獲魯隱、滅戴、衛、魯、宋咸殺君。

日星第二条(46)、桓公三年“七月壬辰朔、日有食之、既”。董仲舒、劉向以為前事已大、後事將至者又大、則既。先是魯、宋弑君、魯又成宋乱、易許田、亡事天子之心；楚僭称王。後鄭拒王師、射桓王、又二君相篡。

日星第三条(47)、桓公十七年“十月朔、日有食之”。穀梁伝曰、言朔不言日、食二日也。董仲舒以為言朔不言日、惡魯桓且有夫人之禍、將不終日也。

日星第四条(48)、蔽公十八年“三月、日有食之”。穀梁伝曰、不言日、不言朔、夜食。史推合朔在夜、明旦日食而出、出而解、是為夜食。董仲舒以為宿在東壁、魯象也。後公子慶父、叔牙果通於夫人以劫公。

^⑩「日星第〇〇条」は小論がつけた本節の番号で、アラビア数字は岩本憲司氏が付けた通し番号である。

日星第五条(49)、嚴公二十五年“六月辛未朔、日有食之”。董仲舒以為宿在畢、主邊兵夷狄象也。後狄滅邢、衛。

日星第六条(50)、嚴公二十六年“十二月癸亥朔、日有食之”。董仲舒以為宿在心、心為明堂、文武之道廢、中国不絕若愷之象也。

日星第七条(51)、嚴公三十年“九月庚午朔、日有食之”。董仲舒、劉向以為後魯二君弑、夫人誅、兩弟死、狄滅邢、徐取舒、晋殺世子、楚滅弦。

日星第八条(52)、僖公五年“九月戊申朔、日有食之”。董仲舒、劉向以為先是齊桓行伯、江、黃自至、南服強楚。其後不內自正、而外執陳大夫、則陳、楚不附、鄭伯逃盟、諸侯將不從桓政、故天見戒。其後晋滅虢、楚国許、諸侯伐鄭、晋弑二君、狄滅温、楚伐黃、桓不能救。

日星第九条(53)、僖公十二年“三月庚午朔、日有食之”。董仲舒、劉向以為是時楚滅黃、狄侵衛、鄭、莒滅杞。

日星第十条(54)、僖公十五年“五月、日有食之”。董仲舒以為後秦獲晋侯、齊滅項、楚敗徐於婁林。

日星第十一条(55)、文公元年“二月癸亥、日有食之”。董仲舒、劉向以為先是大夫始執国政、公子遂如京師、後楚世子商臣殺父、齊公子商人弑君、皆自立、宋子哀出奔、晋滅江、楚滅六、大夫公孫敖、叔彭生并專会盟。

日星第十二条(56)、文公十五年“六月辛丑朔、日有食之”。董仲舒、劉向以為後宋、齊、莒、晋、鄭八年之間五君殺死、夷滅舒蓼。

日星第十三条(57)、宣公八年“七月甲子、日有食之、既”。董仲舒、劉向以為先是楚商臣弑父而立、至於嚴王遂強。諸夏大国唯有齊、晋、齊、晋新有篡弑之禍、内皆未安、故楚乘弱橫行、八年之間六侵伐而一滅国；伐陸渾戎、觀兵周室；後又入鄭、鄭伯肉袒謝罪；北敗晋師於邲、流血色水；圍宋九月、析骸而炊之。

日星第十四条(58)、宣公十年“四月丙辰、日有食之”。董仲舒、劉向以為後陳夏徵舒弑其君、楚滅蕭、晋滅二国、王札子殺召伯、毛伯。

日星第十五条(59)、宣公十七年“六月癸卯、日有食之”。董仲舒、劉向以為後邾支解鄆子、晋敗王師於貿戎、敗齊於鞞。

日星第十六条(60)、成公十六年“六月丙寅朔、日有食之”。董仲舒、劉向以為後晋敗楚、鄭於鄆陵、執魯侯。

日星第十七条(61)、成公十七年“十二月丁巳朔、日有食之”。董仲舒、劉向以為後楚滅舒庸、晋弑其君、宋魚石因楚奪君邑、莒滅郟、齊滅萊、鄭伯弑死。

日星第十八条(62)、襄公十四年“二月乙未朔、日有食之”。董仲舒、劉向以為後衛大夫孫、甯共逐獻公、立孫剽。

日星第十九条(63)、襄公十五年“八月丁巳、日有食之”。董仲舒、劉向以為先是晉為鷄澤之會、諸侯盟、又大夫盟、後為溴梁之會、諸侯在而大夫獨相與盟、君若綴旒、不得舉手。

日星第二十条(64)、襄公二十年“十月丙辰朔、日有食之”。董仲舒以為陳慶虎、慶寅蔽君之明、邾庶其有叛心、後庶其以漆、閭丘來奔、陳殺二慶。

日星第二十一条(65)、襄公二十一年“九月庚戌朔、日有食之”。董仲舒以為晉栾盈將犯君、後入於曲沃。

日星第二十二条(66)、襄公二十一年“十月庚辰朔、日有食之”。董仲舒以為宿在軫、角、楚大國象也。後楚屈氏譖殺公子追舒、齊慶封脅君亂國。

日星第二十三条(67)、襄公二十三年“二月癸酉朔、日有食之”。董仲舒以為後衛侯入陳儀、甯喜弑其君剽。

日星第二十四条(68)、襄公二十四年“八月癸巳朔、日有食之”。董仲舒以為比食又既、象陽將絕、夷狄主上國之象也。後六君弑、楚子果從諸侯伐鄭、滅舒鳩、魯往朝之、卒主中國、伐吳討慶封。

日星第二十五条(69)、襄公二十七年“十二月乙亥朔、日有食之”。董仲舒以為禮義將大滅絕之象也。時吳子好勇、使刑人守門；蔡侯通於世子之妻；莒不早立嗣。後闔戔吳子、蔡世子般弑其父、莒人亦弑君而庶子爭。劉向以為自二十年至此歲、八年間日食七作、禍亂將重起、故天仍見戒也。後齊崔杼弑君、宋殺世子、北燕伯出奔、鄭大夫自外入而篡位、指略如董仲舒。

日星第二十六条(70)、昭公七年“四月甲辰朔、日有食之”。董仲舒、劉向以為先是楚靈王弑君而立、會諸侯、執徐子、滅賴、後陳公子招殺世子、楚因而滅之、又滅蔡、後靈王亦弑死。

日星第二十七条(71)、昭公十七年“六月甲戌朔、日有食之”。董仲舒以為時宿在畢、晉國象也。晉厲公誅四大夫、失衆心、以弑死。後莫敢復責大夫、六卿遂相與比周、專晉國、君還事之。日比再食、其事在春秋後、故不載於經。

日星第二十八条(72)、昭公二十一年“七月壬午朔、日有食之”。董仲舒以為周景王老、劉子、单子專權、蔡侯朱驕、君臣不說之象也。後蔡侯朱果出奔、劉子、单子立王猛。

日星第二十九条(73)、昭公二十二年“十二月癸酉朔、日有食之”。董仲舒以為宿在心、天子之象也。後尹氏立王子朝、天王居於狄泉。

日星第三十条(74)、昭公二十四年“五月乙未朔、日有食之”。董仲舒以為宿在胃、魯象也。後昭公為季氏所逐。

日星第三十一条(75)、昭公三十一年“十二月辛亥朔、日有食之”。董仲舒以為宿在心、天子象也。時京師微弱、後諸侯果相率而城周、宋中幾亡尊天子之心、而不衰城。

日星第三十二条(76)、定公五年“三月辛亥朔、日有食之”。董仲舒、劉向以為後鄭滅許、魯陽虎作乱、窃宝玉大弓、季桓子退仲尼、宋三臣以邑叛。

日星第三十三条(77)、定公十二年“十一月丙寅朔、日有食之”。董仲舒、劉向以為後晋三大夫以邑叛、薛弑其君、楚滅頓、胡、越敗吳、衛逐世子。

日星第三十四条(78)、定公十五年“八月庚辰朔、日有食之”。董仲舒以為宿在柳、周室大壞、夷狄主諸夏之象也。明年、中国諸侯果累累從楚而困蔡、蔡恐、迁於州来。晋人執戎蛮子歸於楚、京師楚也。

日星第三十五条(79)、嚴公七年“四月辛卯夜、恒星不見、夜中星隕如雨”。董仲舒、劉向以為常星二十八宿者、人君之象也；衆星、万民之類也。列宿不見、象諸侯微也；衆星隕墮、民失其所也。夜中者、為中国也。不及地而復、象齊桓起而救存之也。郷亡桓公、星遂至地、中国其良絶矣。

日星第三十六条(80)、文公十四年“七月、有星孛入於北斗”。董仲舒以為孛者惡氣之所生也。謂之孛者、言其孛孛有所防蔽、暗乱不明之貌也。北斗、大国家。後齊、宋、魯、莒、晋皆弑君。

日星第三十七条(81)、昭公十七年“冬、有星孛於大辰”。董仲舒以為、大辰、心也。心在明堂、天子之象。後王室大乱、三王分争、此其效也。

日星第三十八条(82)、哀公十三年“冬十一月、有星孛於東方”。董仲舒、劉向以為不言宿名者、不加宿也。以辰乘日而出、乱氣蔽君明也。明年、春秋事終。一曰、周之十一月、夏九月、日在氐。出東方者、軫、角、亢也。軫、楚；角、亢、陳、鄭也。或曰角、亢大国家、為齊、晋也。其後楚滅陳、田氏篡齊、六卿分晋、此其效也。

日星第三十九条(83)、釐公十六年“正月戊申朔、隕石於宋、貫五、是月六鵠退飛過宋都”。董仲舒、劉向以為象宋襄公欲行伯道將自敗之戒也。石陰類、五陽数、自上而隕、此陰而陽行、欲高反下也。石与金同類、色以白為主、近白祥也。鵠水鳥、六陰数、退飛、欲進反退也。其色青、青祥也、屬於貌之不恭。天戒若曰、德薄國小、勿持炕陽、欲長諸侯、与強大争、必受其害。襄公不寤、明年齊威死、伐齊喪、執滕子、困曹、為孟之会、与楚争盟、卒為所執。後得反国、不悔過自責、復会諸侯伐鄭、与楚戰於泓、軍敗身傷、為諸侯笑。

上述の事例について、以下のように解釈できる。

1、数量からみれば、この部分は39条で、第一節の18条と第二節の26条より多い。数の

多さが「日食記事と若干の例外」の一言で片づけられないもので、内容も日食と星に関する記事で完全に別系統のものともみられるので、小論はそれらの事例を「日食と星変の事例」と呼び、災異説の第三系統と単列した。

2、内容から見れば、日食の記事は34条ある。『史記・天官書』に、「春秋二百四十二年之間、日蝕三十六、彗星三見」とある。調べてみれば、ここでの34条は、『春秋』の記載と符合する。欠けた二条は、「襄公二十四年七月」と「昭公十五年六月丁巳朔」の事例で、「劉歆以為」だけがあって、「董仲舒（劉向以為）」がないから、収録されなかっただけである。

日星第三十六(80)、日星第三十七(81)、日星第三十八(82)は「有星孛入於北斗」(文公十四年)、「有星孛於大辰」(昭公十七年)、「有星孛於東方」(哀公十三年)で、すなわち『史記・天官書』の言うところの「彗星三見」である。

日星第三十五条(79)「嚴公七年四月辛卯夜、恒星不見、夜中星隕如雨」は、流星に関する記載である。『公羊伝』の解説は、「如雨者、非雨也、非雨則曷為謂之如雨？不修春秋曰：流星不及地尺而復。君子修之、星隕如雨。」といい、流星は雨ではないと主張する。『穀梁伝』も同調である。ただ、『左伝』は、流星は雨で、あるいは流星が降下した時にちょうど雨が降っているという。

日星第三十九条(83)「釐公十六年正月戊申朔、隕石於宋、五、是月六鵠退飛過宋都。」について、『公羊伝・僖公十六年』に、「實石於宋五。是月、六退飛過宋都。曷為先言實而後言石？實石記聞、聞其礮然、視之則石、察之則五……曷為先言六而後言鵠？六鵠退飛、記見也、視之則六、察之則鵠、徐而察之則退飛。」という詳しい解釈があった。この解釈は単純な物理的解釈であるが、『漢書・五行志』の「董仲舒以為」に至り初めて政治的意義が付与されたのである。

3、時間からみれば、天譴論の事例は、悪政が先にあつて、災害が後に現れて悪政に懲罰を与える。それに対して、日食と星変に関する記事は、異常天象事例が先に発生して、悪政が後に出現する。たまには「先是」、すなわち悪事が日食等の前に発生する事例があるものの、後の更なる大悪を強調するためにかき集めてきたものばかりで、所謂「前事已大、後事將至者又大」(日星第二条(46))という。これは董仲舒が述べた「国家將有失道之敗、而天乃先出災害以譴告之、不知自省、又出怪異以警懼之、尚不知變、而傷敗乃至。」(『対策』一)といった「怪異」で、すべて事前の警告である。

4、日食と星変が事前の警告であれば、日星第六条(50)「嚴公二十六年十二月癸亥朔、日有食之。董仲舒以為宿在心、心為明堂、文武之道廢、中國不絕若愷之象也。」のように、日

食は「異」として、悪政の「象」であり、悪政の前兆である。このような「○○之象」という言い方は、「邊兵夷狄象」（日星第五条(49)）、「楚大國象」（日星第二十二條(66)）、「夷狄主上國之象」（日星第二十四條(68)）、「礼義將大滅絶之象」（日星第二十五條(69)）、「晋國象」（日星第二十七條(71)）、「君臣不説之象」（日星第二十八條(72)）、「魯象」（日星第三十條(74)）、「天子象」（日星第三十一條(75)）、「周室大壞、夷狄主諸夏之象」、「人君之象」（日星第三十五條(79)）等にもみられる。

結 論

では、上記の「日食と星変」の事例は、董仲舒の災異説系統において、どんな地位を占め、天論的にはどんな「天」に基づいているだろうか。

確かに陰陽感応説と天譴説に比べて、第三節に取り上げた「日食と星変の事例」に関する董仲舒の解説は、理論性と論理性が欠けていることが否めない。前述のように、陰陽感応説は災害と人事との関連性を説くときに、陰陽感応原理を使って、「陽失節」、「亢陽失衆」（陽が強すぎて衆を失う）、「陰失節」、「極陰生陽」（陰が極めて陽を生み出す）、「陰勝陽」、「陰氣盛」と解釈している。このような関連付けは陰陽説の原理とロジックに符合し、一定の説得力があった。陰陽五行はその時代の共通論理であったからである。また、天譴説において、天は朱子の言った「主宰」の形で現れて命令と賞罰を下す。その天は明らかに「神靈の天」であり、最高至上の神祇であるがゆえに、神聖性と最終的価値判断の基準でもある。その神力と権威に対して、権力者たちに恐れがあり、説得力もある。

「日食と星変の事例」に関してのする解釈は、表面から見れば、日食以後に各国で発生した悪政を網羅しただけである。たとえば日星第七条(51)「嚴公三十年九月庚午朔、日有食之。董仲舒、劉向以為後魯二君弑、夫人誅、兩弟死、狄滅邢、徐取舒、晋殺世子、楚滅弦。」というように、日食と各国の悪政との関連付けはただ「後」の一字だけで、つまり「日食の後に発生したもの」、その間には陰陽法則がなければ、天の神聖なる意志もなく、必然的関連性がほとんどなかったと思われる。

しかしよく考えてみれば、「日食と星変の事例」は天文学に関する別系統のものである。当時の天文学理論に基づけば、日食と星変を「異」説として単列して、その重要性を強調し、君主に道徳を修めてもって「異」を解消することを進めるべきだとされている。『史記・天官書』は次のようにいう。

日變修德、月變省刑、星變結和。凡天變、過度乃占。国君強大、有德者昌；弱小、飾詐者亡。大上(太上)修德、其次修政、其次修救、其次修禳、正下無之。

というのは、日月星の変化は政治上の大事であり、徳を持つ君主は強くなる。日食と星変が現れば、為政者たちは直ちに徳を修め、政を修め、救を修め、禳を修めて、救済措置で日月星の変化がもたらす災難を未然に解消しなければならない。

「日食と星変の事例」に関しての解釈は、上記のような天文学理論と一致しており、悪政を行った権力者たちに暗黙の啓示と無形の圧力を掛けて、彼らの悪を知り善に向かう道徳心を喚起する役割に期待する思惑があったとみられる。董仲舒の『春秋繁露・王道』に、

周衰、天子微弱、諸侯力政、大夫專国、士專邑、不能行度制法文之礼。諸侯背叛、莫修貢聘、奉獻天子。臣弑其君、子弑其父、孽殺其宗、不能統理、更相伐鏖以廣地。以強相脅、不能制属。強奄弱、衆暴寡、富使貧、并兼無已。臣下上僭、不能禁止。日為之食、星如雨、雨螽、沙鹿崩。夏大雨水、冬大雨雪、實石於宋五、六鷁退飛。霜不殺草、李梅実。正月不雨、到於秋七月。地震、梁山崩、壅河、三日不流。書晦。彗星見於東方、孛於大辰、鸛鶴來巢。『春秋』異之。以此見悖乱之徵。孔子明得失、差貴賤、反王道之本。譏天王以致太平。刺惡譏微、不遺小大、善無細而不挙、惡無細而不去、進善誅惡、絶諸本而已矣。

とあり、『春秋』と孔子は「日食」、「星雨」、「隕石」、「雨螽」、「沙鹿崩」といった異常現象重視するのは、これらの「異」象は悖乱の象徴とみられるからである。そこには、天子王者にそのような異象を通じて自分の誤を認識し、根本から善政を行わせる期待を込めている。つまり、それらの異象に反省し、政治の得失を究明し、善を褒め悪を賤しめ、王道に復帰する「人君を仁愛してその乱を止めんと欲す」「天心」(『対策』一)を体得する希望であり、要求でもある。

上記の語録から見れば、いわゆる「異」の種類は、日食、星雨、雨螽、沙鹿崩、夏大雨水、冬大雨雪、實石、六鷁退飛。霜不殺草、李梅実、正月不雨、地震、梁山崩、壅河三日不流、書晦、彗星見於東方、孛於大辰、鸛鶴來巢などがある。その中で、「雨螽」(天譴第十六条(34))、「沙鹿崩」(天譴第二十五条(43))、「大雨雪」(天譴第十四条(31))はすでに天譴説の系統に入れられ、「李梅実」(陰陽第十五条(28))といくつかの「大水」は陰陽感應系統に入れられた。それらは人類に対して実害を与えたので、「災」に分類されたのである。

残った「日食」、「星変」、「隕石」といった天文現象を中心とする神奇怪異現象は、人類にいかなる実害的損失と災難を与えないものばかりであるので、小論はことさらこれらを「異」に分類する。実害がないために、人為的な解消と救済が必要としないが故に、「異」は悪政の結果と応報ではなく、悪政の前兆であり、「予言」であり、「悖乱の徴」であるが、「傷敗」そのものではなかった。

言い換えれば、董仲舒の災異説において、「災」と「異」には時間の前後よりもっと根本的な区別があると考えられる。

「災」は主宰の天が悪政に与えた実害のある賞罰である。それに対して、「異」は実害のない警告であり、その特徴は、人々が直面する「天」は神霊性があるが、「主宰」ではなく、直接に災難を降下して悪政を行った君主を賞罰するのではなく、日食を中心とする各種の「異」象を下して「人君を仁愛して其の乱を止めんと欲す天の心」（天心仁愛人君而欲止其乱）（『対策』一）を示す警告である。「天威」は計り知れず、「天命」は敬畏しないとイケないので、君主たちに道德仁愛の心をもって天命を恐れ、天威を感受させる。

「異」象は天の怒であり、それに対して、『史記・天官書』が言うように天の意志を推測し、その発生する道理を重視して、なるべく徳を修め、善を行い、過失を改めることで、徳政をもってそれらの異常な象徴を消すのにつとめるべきである。最も重要なのは、異象認識を通じて天意を理解し、天の仁愛の心を体得し、自分の失徳失政の処を反省し、天意、天心の指向する「仁愛」の道に帰る。つまり、このような「天」は、「神霊の天」というよりも、「神霊の天」の神聖性を背景とする「道德の天」である。人格神的な「天神」ではなく、仁愛なる「天心」である。

とにかく、日食と星変に関する事例は、すべて董仲舒は「日食」などの異象が発生した後に、各国の悪事悪政を網羅するもので、そのかき集める目的には、後に来るべく「傷敗」を防ぎ、権力者たちに警告を発する思惑がある。「天」に対する人々の警惧の心は、徳をもって異を解消し、徳政で異象がもたらす恐惧を失くす。「天有和、有徳、有平、有威、有相受之意、有為政之理。」（『春秋繁露・威徳所生』）と、「神霊の天」の神聖性を利用して、道德的規制を行うことは、儒家の「神道設教」伝統に由来し、「道德の天」の本来の姿である。